

関西学生サッカー連盟 試合運営管理規程

●第1条(目的)

この規定は、関西学生サッカー連盟が主催するすべての試合の円滑で安全な運営を確保し、且つ、サッカー観戦者、選手、審判、チームスタッフ、及び関係者の安全を確保することを目的とする。

●第2条(規定の対象)

スタジアム及びその他関連施設に入場しようとし、または入場したすべてのものに適用される。

●第3条(定義)

次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 試合…関西学生サッカー連盟主催試合全てをいう。
- (2) 施設…試合運営のために、関西学生サッカー連盟が管理するスタジアム等の施設及び区域一切をいう。
- (3) 運営・安全責任者…施設の全般的安全と運営に責任を有する者であり、関西学生サッカー連盟理事長または代行者をいう。
- (4) 運営担当・セキュリティ担当…運営・安全責任者の任命を受け、大会の安全確保のために業務に従事する者をいう。
- (5) 警備従業員…大会の安全確保のため、運営、安全責任者が任命した者をいう。

●第4条(禁止行為)

施設に入場しようとし、または入場した者は、スタジアム等において、運営・安全責任者が特に必要と認めた場合を除き、いかなる施設においても次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 正当な入場券又はアクレディテーションカード等を所持せず入場すること。
- (2) 鉄砲刀剣類、毒・劇物、薬物、油類、爆発物、発煙筒、爆竹、花火、火薬類その他の危険物又はそれに類するものを持ち込むことを、又は使用すること。
- (3) ビン、缶、ペットボトル、ガスホーン又は投てきを目的としてそれらの物品を持ち込むこと。
- (4) レーザーペン、ホイッスル等、競技の進行を妨害するおそれのある物品を持ち込むこと。
- (5) 凶器となりうるような物品を持ち込むこと。
- (6) 大型荷物等他人に迷惑を及ぼす物品を持ち込むこと。
- (7) 動物の類(盲導犬・聴導犬を除く)を持ち込むこと。
- (8) 政治・思想・宗教的な主義、主張、観念の表示、若しくは連想させるような掲示板、立て看板、横断幕、懸垂幕、のぼり、旗、プラカード、ゼッケン、文書、図面、印刷物等を持ち込み、又は、設置、掲揚、着用、散布、貼付すること。
- (9) 酩酊、又は他者(審判、参加選手、役員、警備員等を含む。)を脅迫、威圧、挑発する等著しく他人の迷惑となり、又は他人の嫌悪の情を催させる物品を持ち込み、又は行為すること。
- (10) フィールド内への物品の投げ入れや、フィールドへの侵入等競技の進行に支障を及ぼす恐れのある行為をすること。
- (11) 立ち入り禁止区域に立ち入ること。
- (12) 建物、立ち木、工作物、その他の施設、設備若しくは物品を破壊し、損傷し、又みだりに操作すること。
- (13) 面会を強要し又は居座ること。
- (14) 通行の妨害となる行為すること。
- (15) 所定の場所以外で喫煙すること。

- (16) 所定の場所以外への車両の進入、駐車又は駐輪すること。
- (17) 勧誘、演説、集会、街宣、布教等の行為とすること。
- (18) 商行為、寄付金の募集、広告物の啓示等の行為をすること。
- (19) 特定の企業の宣伝を目的として、特定の企業名又は製品名等を表示した物品（連想させるものを含む。）を持ち込み、表示し、又は設置すること。
- (20) 営利目的で競技、式典、観客等の写真撮影またはビデオ撮影を無許可で行うこと。
- (21) テント、小屋その他これらに類する工作物を設置すること。
- (22) 試合の運営又は進行を妨害し、他人に迷惑又は危険を及ぼし、若しくはそれらおそれがあると警備従業員が認める行為をすること。

●第5条（施設に関して）

スタジアム等に入場しようとし、または入場した者は、次の各号に該当する行為を遵守しなければならない。

- (1) 入場券又はア kreditation カード等の提示を求められたときは、これを提示すること。
- (2) 安全確保のため、手荷物、所持品等の検査が求められたときは、これに応じること。
- (3) 事件・事故が発生し、または発生することが予想される場合は、判断件者の指示、案内、誘導に従うこと。

●第6条（入場拒否・退場命令）

- (1) 運営・安全責任者は、第4条または第5条の規定に違反した者の入場を拒否し、施設から退場を命じ、持ち込み禁止物の没収等必要な措置を取ることができる。
- (2) 運営・安全責任者は、前項に該当する者の中で特に悪質と認める者に対しては、その後開催される関西学生サッカー連盟主催試合についての入場を拒否することができる。また、チケットの返還を求めることができる。
- (3) 運営・安全責任者により入場を拒否され、または施設から退場を命じられたものは、チケットの購入代金の払い戻しを求めることはできない。

●第7条（権限の委任）

運営・安全責任者は、特定の施設についてその権限を他のものに委任することができる。

試合運営管理規程(細則)

第1条(目的)に記載の「サッカー観戦者、選手、審判、チームスタッフ、及び関係者の安全を確保する」為に以下のことを定める。

1. 危機管理体制

(1) 危機発生時の体制

危機発生時には、関係者が連携して意思決定者に判断材料を提供し、意思決定を支援する。

(2) 危機発生時の判断体制

大会運営に関する危機が発生した場合の、試合運営に係る判断（開始遅延・中断・中止等）は、基本的には当連盟代表者と当日の運営責任者等で行うが、下記のような判断権者の緊急ミーティングを招集し、危機事象に対応する。

《判断権者》

	判断権者	判断・実施できる局面	根拠	備考
1	主審	ピッチ上の競技現場	競技規則	試合中
2	学連代表者 * 試合会場責任者 試合経過報告者	・試合実施に関わる判断 ・人命・身体に危害を及ぼす恐れが認められる場合 観客の避難、試合中止等	大会規約等	
3	病院・警察	身体に危害を及ぼす恐れが認められる場合 他		学連代表者が 医事および 会場担当者と 連携

* 試合中における試合に関わる決定についてはレフェリーが下す。学連代表者、試合経過報告者の判断も第4の審判を通じて主審へ伝えられ、主審から実施される。

* 上表の学連代表者とは試合会場責任者を指すが全国大会以外の大会では学生が務めることが多い為、判断が難しい状況では当連盟理事担当者の判断を仰ぐ。
また、試合経過報告者については定められた試合に関しては第三者として関わり、責任を持って問題等の報告を行う。

2. 安全性の確保

(1) 試合に関わる全般の安全性の確保

試合当日の運営を行っている際に落雷の恐れや地震等の天災地変が起きた場合には、以下のプロセスを踏み、対処を施す。

- ・会場責任者は状況を確認し、学連事務局を通して、理事会場責任者へ報告する。
- ・フィールド担当はピッチ上にいるチーム・審判の安全確認を行う。
- ・運営幹事は記録席周りにプレス・関係者席があればその安全確認を行う。
席がなければ、ゲートと共にスタンドにいる観客の安全確認を行う。
- ・ゲート担当はスタンドにいる観客の安全確認を行う。
- ・放送担当は会場の観客・関係者へ安全確保のためのアナウンスを行う。
- ・受付担当は受付周りの安全確認を行う。
→各部署の責任者は会場責任者（理事会場責任者）へ、安全確認の報告を速やかに行う。

※地震等の天災地変・火災等の発生の場合は更に・・・

- ・会場責任者は競技場管理者へ連絡を取り、現状報告と消防の手配等、指示を受ける。
- ・会場場責任者は各部署にトランシーバー等によって避難の指示を行う。
- ・各部署はそれぞれ避難誘導を行う（ゲートの外へ集合する）。
- ・アナウンスは避難誘導を促すアナウンスを行った後、避難する。
- ・各部署が怪我人・不明者などがいないかどうかの最終確認を行い、理事会場責任者へ報告する。

↓

- ・会場責任者は理事会場責任者と競技場管理者へ報告する。
- ・理事会場責任者は理事長へ報告する。

※大学会場の場合は特に、連盟事務局への連絡を速やかにし、上記を参考に関係者の安全確認に努める。

（２）選手の安全性の確保

- ・オフィシャルドクターがいる会場では速やかに対応し、判断を仰ぐ。その他、重大と思われる事故等が会った場合は競技場責任者と連携して対応する。
- * 負傷等のその後の措置については、学連が大会ごとに加入している傷害保険について各チームが事故報告票にて手続きを行って処理する（非保険対象者は試合に登録された先発メンバー及び、交代出場した選手）。

（３）審判の安全性の確保

- ・競技場使用の際には審判担当者を置き、試合前の誘導及び、試合終了後（前半終了時含む）のフィールドから審判控え室までの誘導を行い、審判、運営関係者以外の者を排除する。
- ・原則として審判控え室があるゾーンへの立ち入りは大会関係者のみとする。但し、会場の構造の関係でチーム控え室等と同様のエリアにある場合が多くあるため、試合関係者はこのことを理解しておくことに留める（明確に区別できる場合は立ち入り制限等を行う）。
- * 会場責任者の判断によって、状況次第で試合会場から安全に退出するまでのサポートを行う。
- ・観客席のある会場では関係者席の区切りを明確にし、アクレディテーションカード所持者以外、立ち入らないよう部外者を排除する。

※以上、安全性確保のためにも、チーム、関係者、応援団、ファン等に啓発活動も行う。